

1. AI カメラ設置の目的

柏の葉スマートシティでは、安心・安全・快適な暮らしの実現に向けた取り組みを進めています。その取り組みの一環として、次に掲げる事項(①②)を目的とし、柏の葉キャンパス駅周辺の地区及びアクアテラス歩道（AI カメラ設置場所の詳細は、本紙P1「図1 AI カメラ設置場所」参照）にAI カメラを設置します。

- ① 公共空間における安心・安全性の向上
- ② 快適な街づくり

2. AI カメラ設置場所

AI カメラは計 29 台(アクアテラス歩道に 4 台、柏の葉キャンパス駅周辺に 25 台)を設置します。

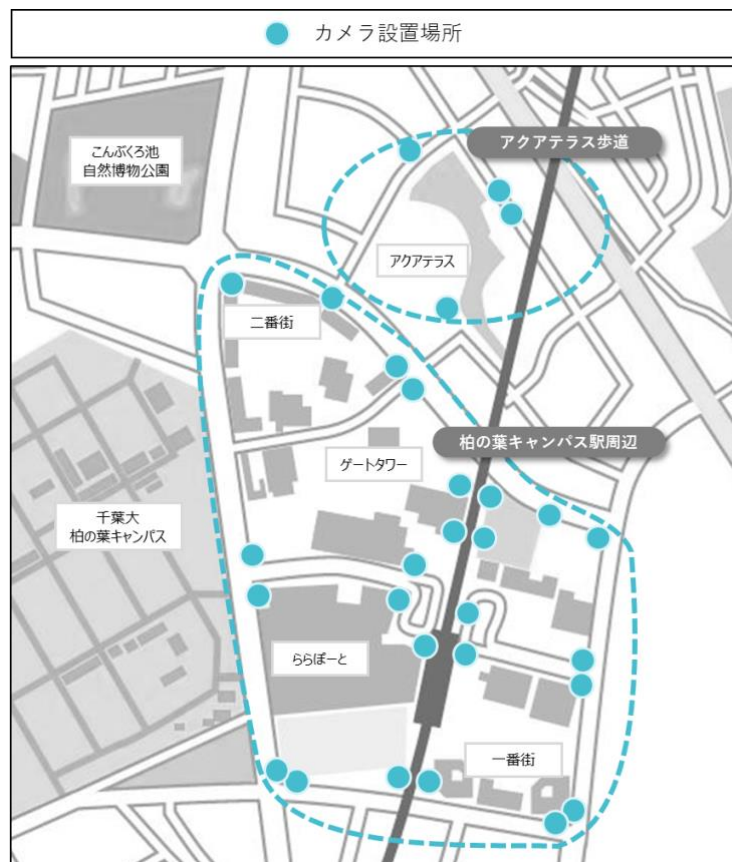


図1 AI カメラ設置場所

3. AI カメラ設置に関する周知について

AI カメラの設置に当たり、次に掲げる事項にて周知を行います。

- ☐ 周辺住民への事前告知（印刷物による配布）。
- ☐ 適切に広報した上での住民説明会の実施。
- ☐ 一般社団法人UDCKタウンマネジメント（UDCKTM）のウェブサイトにおける住民説明会資料の公開。
- ☐ AI カメラの設置場所における掲示物の設置。
- ☐ 上記公開資料や掲示物の、日本語、英語、中国語による記載。

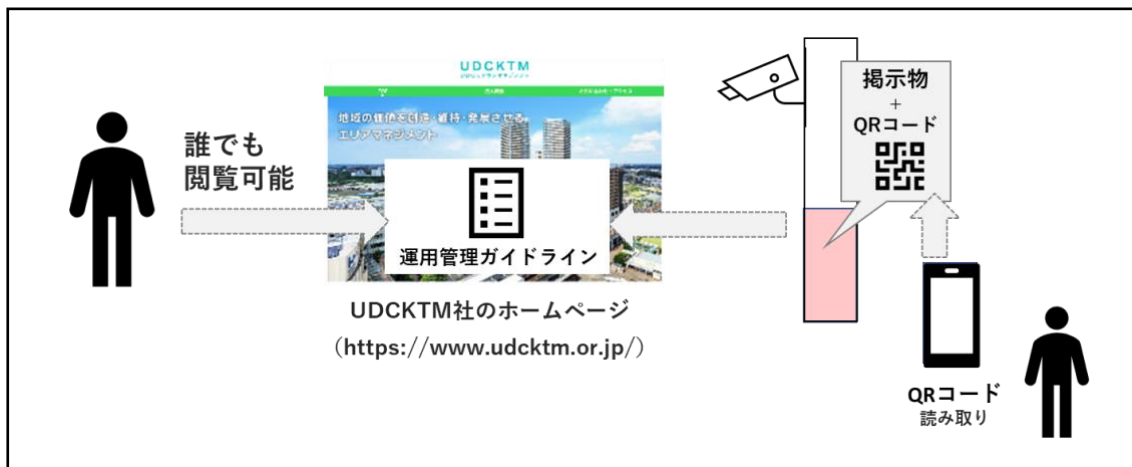


図2 AI カメラ設置場所における掲示物およびホームページ上での公開

4. AI カメラで取得するデータの内容および用途

カメラに内蔵されたAIにて映像を分析した結果、生成されるデータを取得します。最終的に保有するデータは個人に関する情報には該当しない情報となります。

① 異常行動検知データ

- ☐ 取得するデータ項目

項目名	内容
異常行動名	転倒/うずくまり/つかみかかり
座標	検知カメラの緯度経度
日時	yyyy-mm-dd HH:MM:SS

項目名	内容
危険物名	バット/ナイフ/けん銃/のこぎり
座標	検知カメラの座標
日時	yyyy-mm-dd HH:MM:SS

- 取得場所
 - 柏の葉キャンパス駅周辺（本紙 P1「図 1 AI カメラ設置場所」参照）
- 用途
 - うずくまり・転倒や、つかみかかり・凶器の所持などの異常行動を警備員へ通知するために利用する。
 - 街づくりに寄与する取組への活用を前提に、研究機関、大学、民間企業が研究、サービス開発のために利用する。
- 注意事項
 - AI カメラによる異常行動検知機能は防災業務を補助するものであり、UDCKTMが検知対象の行動発生時における警備員等の駆けつけを保証するものではない。
 - AI カメラ設置日から 2022/3/31 の期間は試験運用期間とし、異常行動検知データを警備員へ通知する行為、警備員等の駆けつけは行わない。

② 立ち入り検知データ

- 取得するデータ項目

項目名	内容
異常行動名	立ち入り
座標	検知カメラの緯度経度
日時	yyyy-mm-dd HH:MM:SS

- 取得場所
 - アクアテラス歩道（本紙 P1「図 1 AI カメラ設置場所」参照）
- 用途
 - 立ち入り禁止帯におけるアクアテラス歩道への立ち入りを警備員へ通知するために利用する。
 - 街づくりに寄与する取組への活用を前提に、研究機関、大学、民間企業が研究、サービス開発のために利用する。
- 注意事項
 - AI カメラによる立ち入り検知機能は防災業務を補助するものであり、UDCKTMが検知対象の行動発生時における警備員等の駆けつけを保証するものではない。

③ 人流データ

□ 取得するデータ項目

項目名	内容
集計開始日時	yyyy-mm-dd HH:MM:SS
人数	ライン線を基準に IN 方向へ移動した人数
	ライン線を基準に OUT 方向へ移動した人数
	IN OUT の合計
AI により推定した属性	～19 歳 男性の人数
	20 歳～34 歳 男性の人数
	35 歳～49 歳 男性の人数
	50 歳～ 男性の人数
	～19 歳 女性の人数
	20 歳～34 歳 女性の人数
	35 歳～49 歳 女性の人数
	50 歳～ 女性の人数

□ 取得場所

- AI カメラ全設置場所（本紙 P1「図 1 AI カメラ設置場所」参照）

□ 用途

- 街づくりに寄与する取組への活用を前提に、研究機関、大学、民間企業が研究、サービス開発のために利用する。

5. 画像データの取り扱い

カメラで撮影した画像は、即時 AI により分析された後、即時破棄され、それ以外の目的に用いられることはありません。

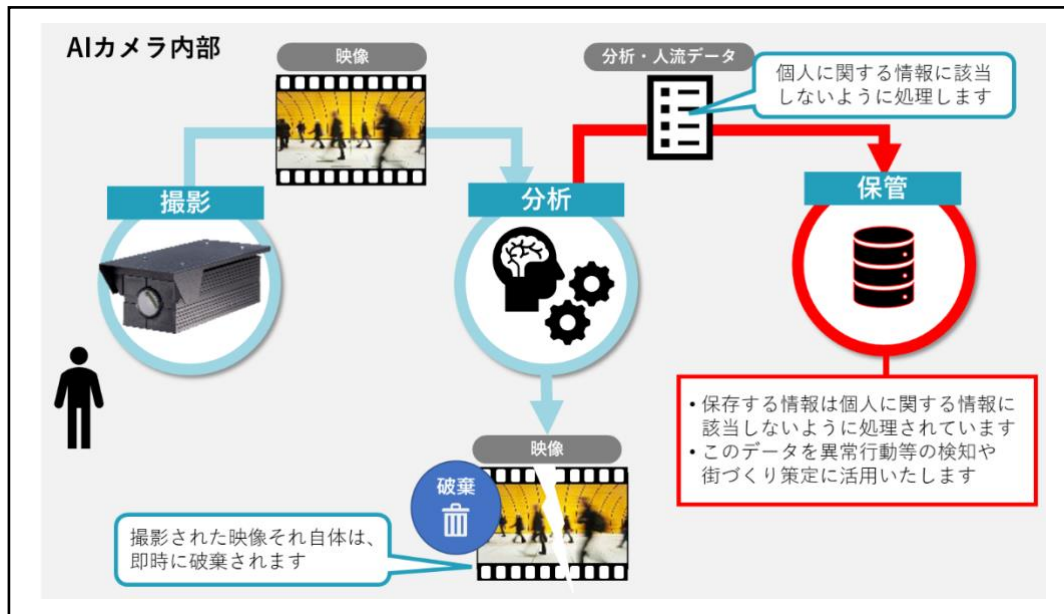


図3 AIカメラによる映像データ破棄及び分析・人流データ取得のながれ

6. AI カメラおよびデータの維持管理・運用体制

AI カメラおよびデータは、UDCKTMが維持管理、運用します。UDCKTMは、管理責任者を設置し、運用・管理体制を構築します。

管理責任者は、AI カメラやデータの維持管理・運用に必要な者以外がカメラを操作したりデータを閲覧したりすることがないように、必要な措置を講じます。

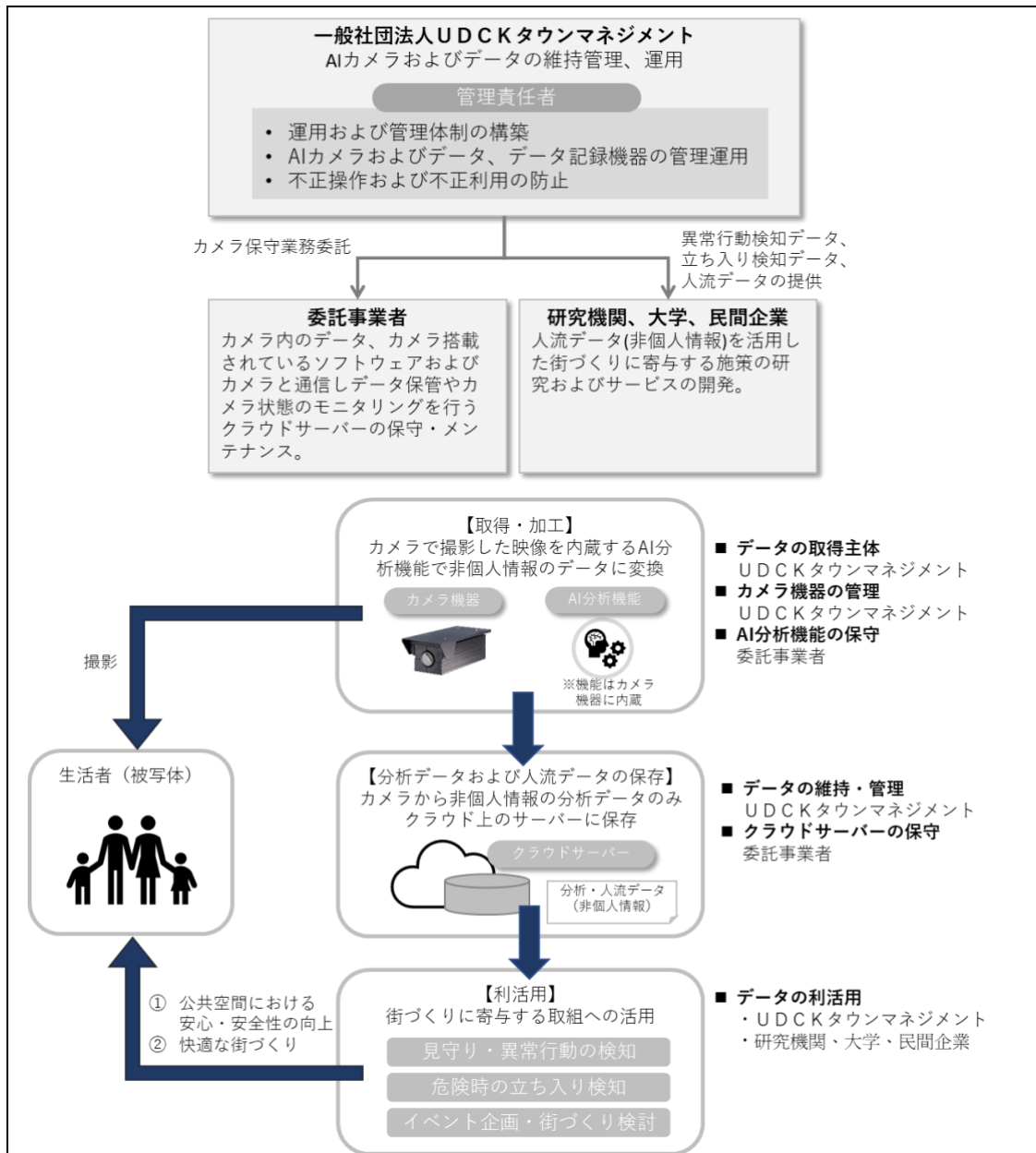


図4 AI カメラおよびデータの維持管理・運用体制図

7. 異常行動検知データ、立ち入り検知データ、人流データの外部提供について

AI カメラで生成された異常行動検知データ、立ち入り検知データ、人流データは、データ取得事業者であるUDCKにおける利用の他、街づくりに寄与

する取組への活用を前提に、研究機関、大学、民間企業へ提供します。

外部への提供時は、当該データの提供を受ける者（受領者）との間で、次に掲げる事項(①②③④⑤)を遵守する旨を受領者が表明し保証する内容の契約を締結することを条件とします。

- ① 異常行動検知データ、立ち入り検知データ、人流データの漏えいを防止するための安全対策を実施すること。
- ② 異常行動検知データ、立ち入り検知データ、人流データをUDCKとの間で合意した街づくりに寄与する取組以外に利用しないこと。
- ③ 法令又は法令の規定による指示がある場合を除き、異常行動検知データ、立ち入り検知データ、人流データを第三者に閲覧させ、又は提供しないこと。
- ④ 異常行動検知データ、立ち入り検知データ、人流データの提供を受けた目的が達成されたときは、速やかに当該データを消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守すること。

また、異常行動検知データ、立ち入り検知データ、人流データを受領者に提供する際は、UDCKにて次に掲げる事項(①②③④)を記録し、保管するとともに、目的や内容について第三者機関である倫理審査委員会（URL：<https://www.udcktm.or.jp/ethics/index.html>）に諮問し、公益性を欠いた不適切な利用の防止に努めます。

- ① 外部提供を行った年月日
- ② 外部提供先の名称、所在地並びに代表者及び担当者の氏名
- ③ 外部提供の目的及び理由
- ④ 外部に提供したデータの内容

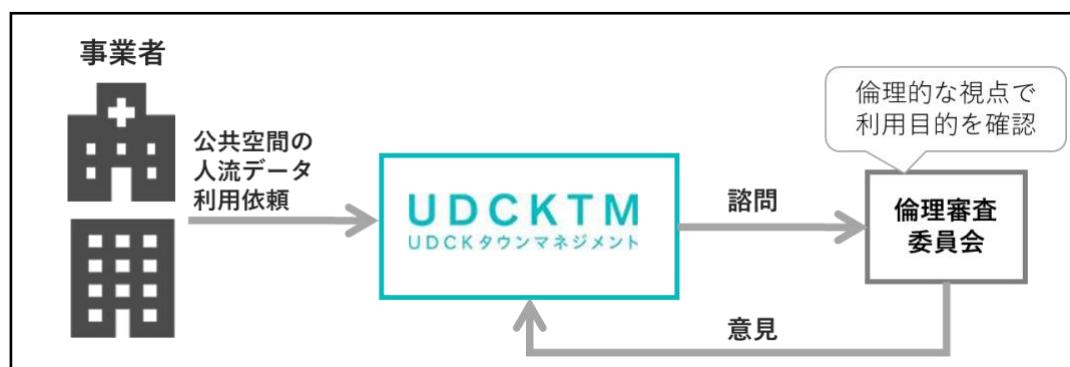


図 5 データの外部提供における倫理審査委員会への諮問

データの外部提供先は UDCK タウンマネジメントのホームページ(URL : <https://www.udcktm.or.jp/>)にて随時公開します。

8. 本取り組みに関するお問合せ先

(法人名) 一般社団法人UDCKタウンマネジメント

(所在地) 千葉県柏市若柴 178 番地 4 柏の葉キャンパス 148 街区 2

(代表電話番号) 04-7137-2228

以上

AI カメラ運用規程

令和3年9月1日

(目的等)

第1条 このAI カメラ運用規程（以下「規程」という）は、柏の葉スマートシティの公共空間における防犯性・安全性の向上、快適な街づくりのため、AI カメラの設置および分析したデータを活用するにあたり、遵守する事項を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) AI カメラ : AI 分析により個人を特定することなく、うずくまりや転倒、つかみかかり等の異常行動の検知や街中を移動する人の人数や推定される性別や年齢を把握することのできる AI ソフトウェアが内蔵された街頭カメラを指す。
- (2) 画像 : AI カメラにより撮影され、画像表示装置により表示される画像をいう。
- (3) 画像データ : 画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。
- (4) 異常行動検知データ : AI が画像を分析することにより生成される異常行動の事象を示しかつ個人を特定できないデータを指す。
- (5) 立ち入り検知データ : AI が画像を分析することにより生成される特定箇所への立ち入りの事象を示しかつ個人を特定できないデータを指す。
- (6) 人流データ : AI が画像を分析することにより生成される人数、推定性別、推定年齢の数値データを一定間隔で集計したデータを指す。

(設置)

第3条 AI カメラの設置等に関しては、周辺住民への事前説明及び倫理審査委員会へ諮り、データの取得や取扱いに関する倫理的配慮等の厳密な審査を行い、個人情報及びプライバシーの保護に努める。

(設置の表示)

第4条 AI カメラの設置にあたっては、AI カメラを設置し、異常行動および立ち入りの検知や人流データを取得している旨、設置団体名及び問い合わせ先を、設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に視認できる方法により表示す

る。

(運用)

第5条 AI カメラ及びデータの活用に当たり、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 異常行動検知データ、立ち入り検知データおよび人流データは、AI カメラの画像分析により生成されるデータであり、その管理は、「AI カメラ運用指針」(以下「指針」という。)に従って適切に行う。
- (2) AI カメラ及び異常行動検知データ、立ち入り検知データおよび人流データを記録する機器の管理責任者は、指針にて定める管理責任者が兼務する。

(管理責任者の役割)

第6条 次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 管理責任者は、AI カメラおよび異常行動検知データ、立ち入り検知データおよび人流データならびにこれらのデータを記録する機器の適正な管理運用を行う。
- (2) 管理責任者に変更があった場合は、速やかに関係団体に周知する。

(データ等の取扱い)

第7条 AI カメラにより取得した画像は即時に分析を行い、異常行動検知データ、立ち入り検知データおよび人流データを生成後、即時に破棄し、異常行動検知データ、立ち入り検知データおよび人流データのみを記録することとする。

(取得データの提供及び利用の制限)

第8条 取得データの提供及び利用の制限について、取得データは、第1条に掲げる目的にのみ使用し、異常行動検知データ、立ち入り検知データおよび人流データを第三者に提供する場合は、指針で定める措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第9条 AI カメラの設置及び運用等に関する問い合わせ・苦情に対しては適切かつ迅速に対応することとし、当該対応のための問い合わせ窓口を設ける。